

(- 4(4)) NGOや地域のグループによる取組の支援

府省庁名 環境省、経済産業省

総理スピーチ又は懇談会提言における記載事項	
<p>(総理スピーチ) この他にも各地のNGOや地域のグループの力を活かして、日本全国で、国民がリーダー役となって、周りの人たちに環境の重要性を伝え、広げ、引っ張っていく、そのような躍動感あふれる様々な取り組みを支援し、広げてまいります。</p> <p>(懇談会提言) このように多くの人々の協力を得ながら省エネルギーや再生可能エネルギーの導入などを積極的に進めていくには、それぞれが出す炭素に責任をとりやすい社会システムを整える必要がある。人々の意識啓発も大切だが、意識の高まった人々が実際に行動に移すためのしくみをつくるのである。例えば、国や自治体は、商品やサービスにライフサイクルCO₂量などの炭素情報が記載されるよう求める。一方、まじめに取り組むことが、経済的にも報われる優遇策も必要になってくる。つまり、大胆な政策で全体を低炭素社会へ誘い込むことが求められるのである。 低炭素社会への移行には、国民の意識改革が不可欠である。「有限な地球の限界と折り合いをつけながら生きていく」という原則の下、必要な社会の変革や暮らしの変化を受け入れる新しい意識が必要となる。この意識を育むための啓発を国民とともに進めていくため、環境家計簿の普及、白熱電球への切り替え、サマータイムの導入、一斉消灯など、新たな国民運動も次々と展開されなければならない。将来の低炭素社会の担い手となる子どもたちへの環境教育の充実も急務である。こうした取り組みにより、意識だけではなく、「知識を行動に結びつける」力が培われていくのである。</p>	
目指すべき姿	NGOや地域のグループ、市民、企業、行政等の様々な関係者と連携して、地域に根ざした活動(地域ぐるみの国民運動)が定着し、全国に拡がり、国民一人ひとりが足元から行動する社会。
基本方針	<p>国民一人ひとりの躍動感あふれる取組を促進させるため、地域に密着し、リーダーシップを発揮している地球温暖化防止活動推進センター等の各種団体の取組や地球温暖化防止活動推進員等の取組を促進する。</p> <p>地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシッププラザ等の取り組みを通じ、地域におけるNGO/NPO、企業、地方自治体等のパートナーシップによる環境保全の取り組みを促すとともに、「NGO/NPO・企業環境政策提言事業」等によりNGO等の経験を国の環境施策に反映させていく。</p> <p>環境保全等の社会的事業を行うNPO等の取組を広げていくため、それらを資金的・非資金的に支えるコミュニティ・ファンド等の取組を促進する。</p> <p>「1人1日1kg」の温室効果ガス削減をモットーとした地域ぐるみの国民運動を促進するため、温室効果ガスの排出削減につながる取組への助言や排出削減の普及啓発などを企業・個人に対して行うビジネスに対しての支援を行う。</p> <p>産業クラスター計画の推進によって、地域の産学官連携による低炭素型社会の実現に資する新たな製品・サービスの開発、販路拡大等の支援を行う。</p> <p>低炭素社会実現に資する社会性と事業性を兼ね備えた活動(コミュニティビジネス又はソーシャルビジネス(CB/SB))振興のため、普及活動、ネットワーク構築、人材育成等を支援する。</p>
具体的な取組の道筋	<p>20年度中に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の創意工夫を活かした温暖化防止の取組を地球温暖化防止活動推進センター等が中心となって47都道府県で募集し、広く全国に発信することで温暖化防止の取組を地域から推進する。 チーム・マイナス6%における「1人1日1kgCO₂削減チャレンジ宣言」、「クールビズ」「ウォームビズ」など、テレビ・新聞・インターネット等各種マスメディアの積極的な活用を始め、多様な手法による適切な情報提供を通じて国民の意識に強く働きかけることにより、国民一人一人の自主的な行動に結びつけていく。 地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを中心に、環境情報の提供、環境パートナーシップ促進のための事業を推進する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・NGO/NPO・企業等からの環境政策提言を募集し、優秀提言については、事業化に向けてのフェジビリティ調査を行う等により政策化を図る。 ・地球環境基金の助成金制度の活用等により、民間団体の環境の保全に関する活動を支援する。 ・地域において、民間資金を集めて環境保全などの社会的な事業(環境コミュニティ・ビジネス)に投融資するコミュニティ・ファンド等の取組(市民出資・市民金融)を促進するため、ガイドラインの策定や地域連携の構築に向けた検討を行う。 ・地域からの循環型社会づくり支援事業を実施し、NPO/NGOの民間団体等が行う地域における循環型社会に資するモデル的な事業に対して支援を行う。 ・平成20年度「国民運動支援ビジネス推進事業」において、地域ぐるみの国民運動をインセンティブを与え推進する事業を7月1日に13件の採択を行った。また、他地域への国民運動のモデルとして普及啓発を図るため、12月のエコプロダクツ展などでも取組を紹介する。 ・産業クラスター計画を推進し、低炭素社会の実現に向けて、環境に関する地域の関係各機関の連携による産学官のネットワーク形成を図る。 ・低炭素社会実現に資するコミュニティビジネス又はソーシャルビジネス(CB/SB)の普及のため、先進事例集を作成する、全国及び各地域において情報交換・交流促進の機会を設ける。NGOや地域のグループ(CB等)においては、自然エネルギーの導入促進や廃食油の燃料としての利用促進等に貢献する取り組みを行っている。
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">来年度以降に実施するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の創意工夫を活かした温暖化防止の取組を地球温暖化防止活動推進センター等が中心となって47都道府県で募集し、広く全国に発信することで温暖化防止の取組を地域から推進する。 ・改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県だけでなく、政令指定都市、中核市、特例市も地球温暖化防止活動推進センターの指定、地球温暖化防止活動推進員の委嘱を可能とし、地域の地球温暖化対策の取組を促進させる。 ・引き続き、テレビ・新聞・インターネット等各種マスメディアの積極的な活用を始め、多様な手法による適切な情報提供を通じて国民の意識に強く働きかけることにより、国民一人一人の自主的な行動に結びつけていく。 ・NGO/NPO活動の一層の自立化を促すため、税制措置の活用や地球環境基金などの関係制度の活用、コミュニティ・ファンドや中間支援団体を通じた活動のノウハウ等の情報提供などにより、民間団体の環境保全に関する多様な活動を支援する。 ・第2次循環基本計画に位置付けられた地域循環圏の考え方に基づき、生活に密着した先進的・モデル的な取組を支援する生活圏地域循環支援事業を実施し、地域発の循環型社会づくりを推進する。 ・平成21年度以降の「国民運動支援ビジネス推進事業」については、これまでの採択事業の効果を検証し、より効率的・効果的な事業に対し支援件数の増加を図る。また、今後もエコプロダクツ展などを通じて他地域への国民運動のモデルとして普及啓発を図る。 ・産業クラスターにおける低炭素型の事業活動の普及拡大を図るとともに、そうした活動に必要なイノベーションが地域における産学の連携を通じて促進され、その成果を利用した製品・サービスの市場が拡大されるよう販路拡大支援等を行う。 ・低炭素型社会の実現のため、地域社会において社会性と事業性を兼ね備えた活動の担い手となるコミュニティビジネス又はソーシャルビジネス(CB/SB)の振興を図るため、その認知度を向上するための普及啓発、CB/SB間の連携強化のためのネットワーク作り、CB/SBを支援する民間機関を育成する。